

平成二十年六月二十四日受領
答弁第五六四号

内閣衆質一六九第五六四号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土海域における日本船拿捕事件への外務省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土海域における日本船拿捕事件への外務省の対応等に関する質問に
対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十年六月十三日内閣衆質一六九第四六八号）二から四までについてでお答えしたとおりである。

三、四、六及び七について

御指摘のだ捕事件及び本件に係る「判決」を含めこれに関するロシア側による手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認し得ず、外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、また、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

五について

先の答弁書（平成二十年四月三十日内閣衆質一六九第三一一号）六及び七についてでお答えしたとおり

である。

八について

外務省として、御指摘の事実があるとは承知していない。

九について

御指摘の総領事館の職員は、御指摘の船体の引渡し等のために全力で取り組んでいる。